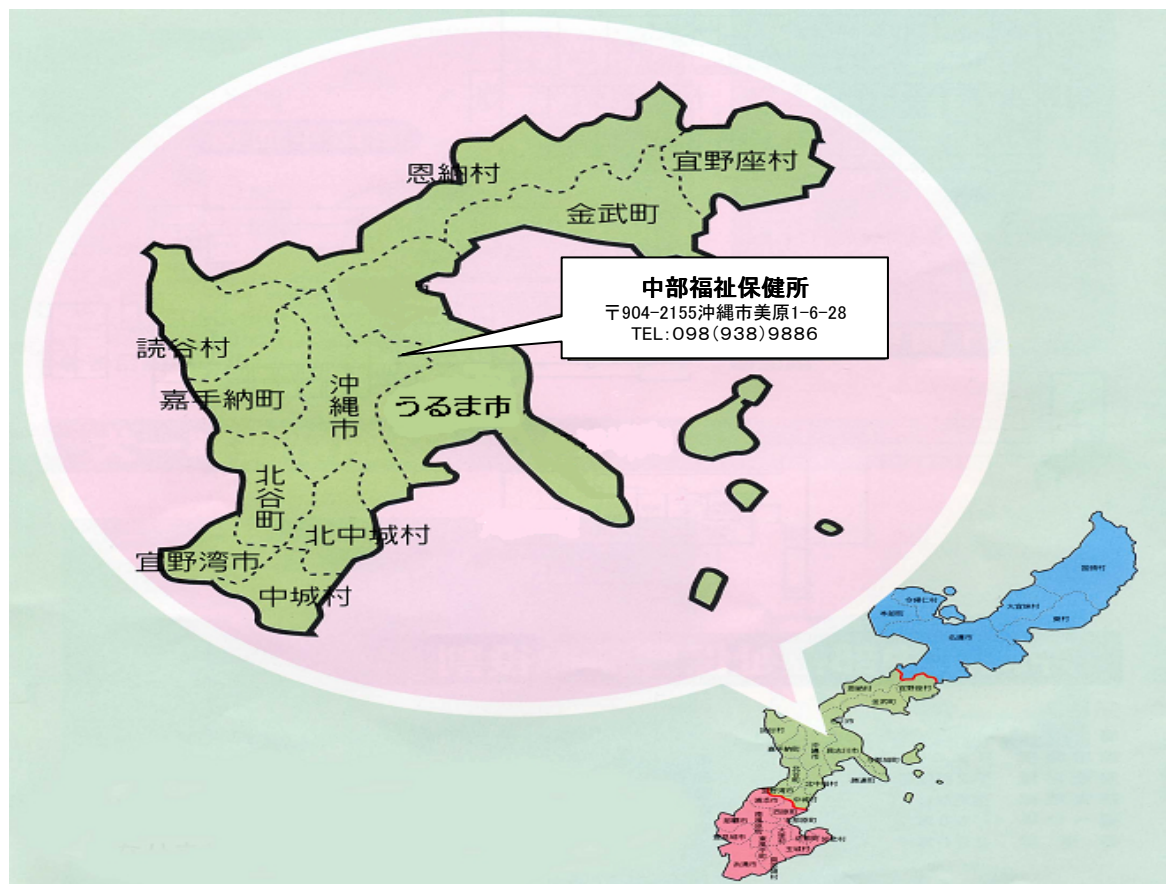


第 1 所内概要

第1 総説

1 中部福祉保健所管内図（管内概況）



管内市町村の状況

市町村名	人口	出生		死亡		自然増加率 (%)	高齢化率 (%) *1 (65歳以上 人口比率)	面積(km ²) *2
		数	率(%)	数	率(%)			
1 宜野湾市	89,461	1,271	14.2	440	4.9	9.3	13.7	19.70
2 沖縄市	126,441	1,731	13.7	738	5.8	7.9	14.6	49.00
3 うるま市	113,460	1,302	11.5	762	6.7	4.8	16.5	86.03
4 恩納村	9,604	96	10.0	84	8.7	1.2	19.5	50.80
5 宜野座村	5,105	63	12.3	63	12.3	0.0	18.6	31.32
6 金武町	10,600	133	12.5	89	8.4	4.2	21.8	37.78
7 読谷村	37,091	440	11.9	208	5.6	6.3	15.8	35.17
8 嘉手納町	13,488	128	9.5	122	9.0	0.4	19.7	15.04
9 北谷町	26,765	313	11.7	141	5.3	6.4	14.3	13.77
10 北中城村	15,535	222	14.3	114	7.3	7.0	16.9	11.53
11 中城村	16,066	177	11.0	118	7.3	3.7	16.2	15.46
管内(計)	463,616	5,876	12.7	2,879	6.2	6.5	15.6	365.60

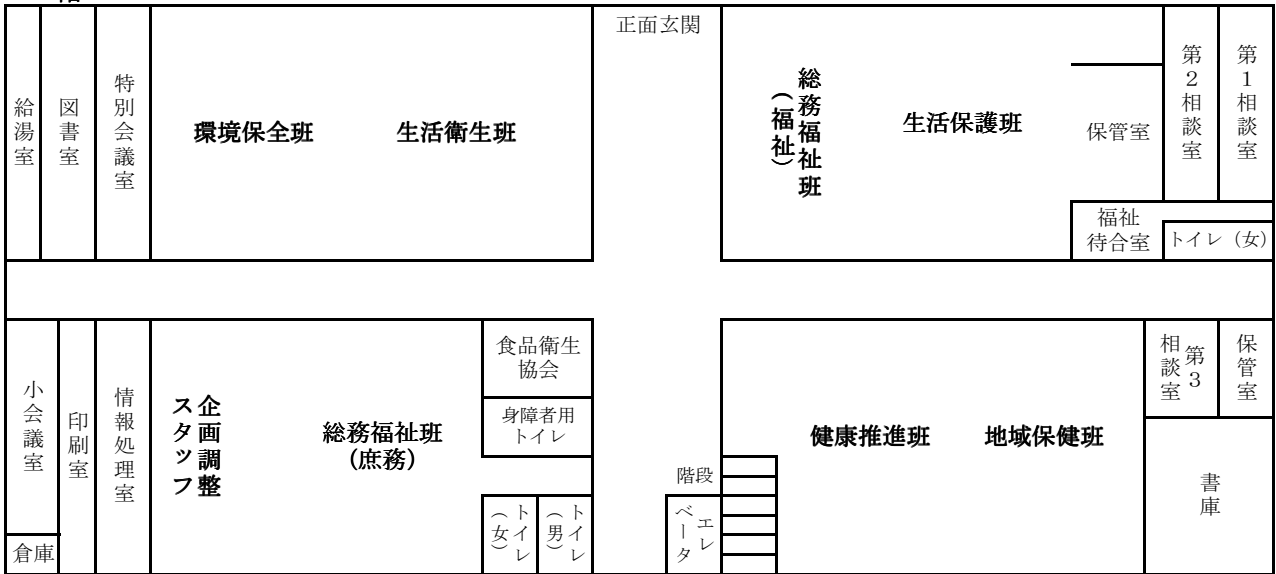
資料：平成18年 沖縄県人口動態統計（確定数）

*1 沖縄県高齢者福祉介護課「老人福祉関係基礎資料」平成19年10月1日現在

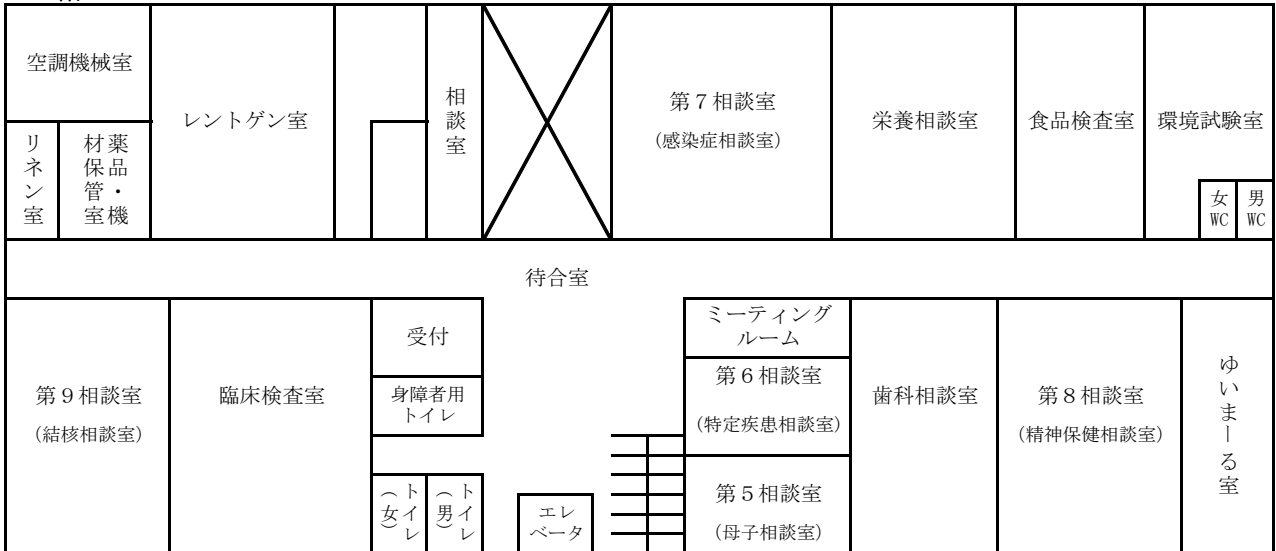
*2 国土交通省国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」平成19年10月1日現在

2 庁舎案内図

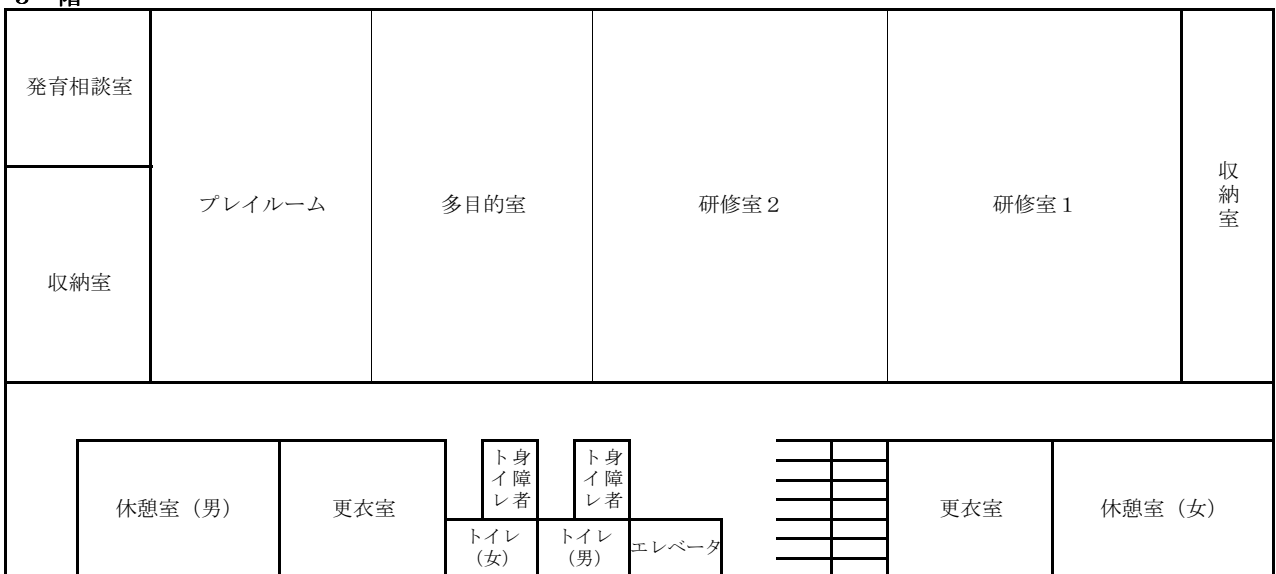
1 階



2 階



3 階



3 業務紹介

(1) 福祉保健所の性格

福祉保健所は、平成14年度に福祉及び保健に関する事務を分掌するために、社会福祉法第14条の福祉に関する事務所に地域保健法第6条に基づく保健所を併置している。

ア 福祉に関する事務所（いわゆる福祉事務所）の役割（社会福祉法第14条）

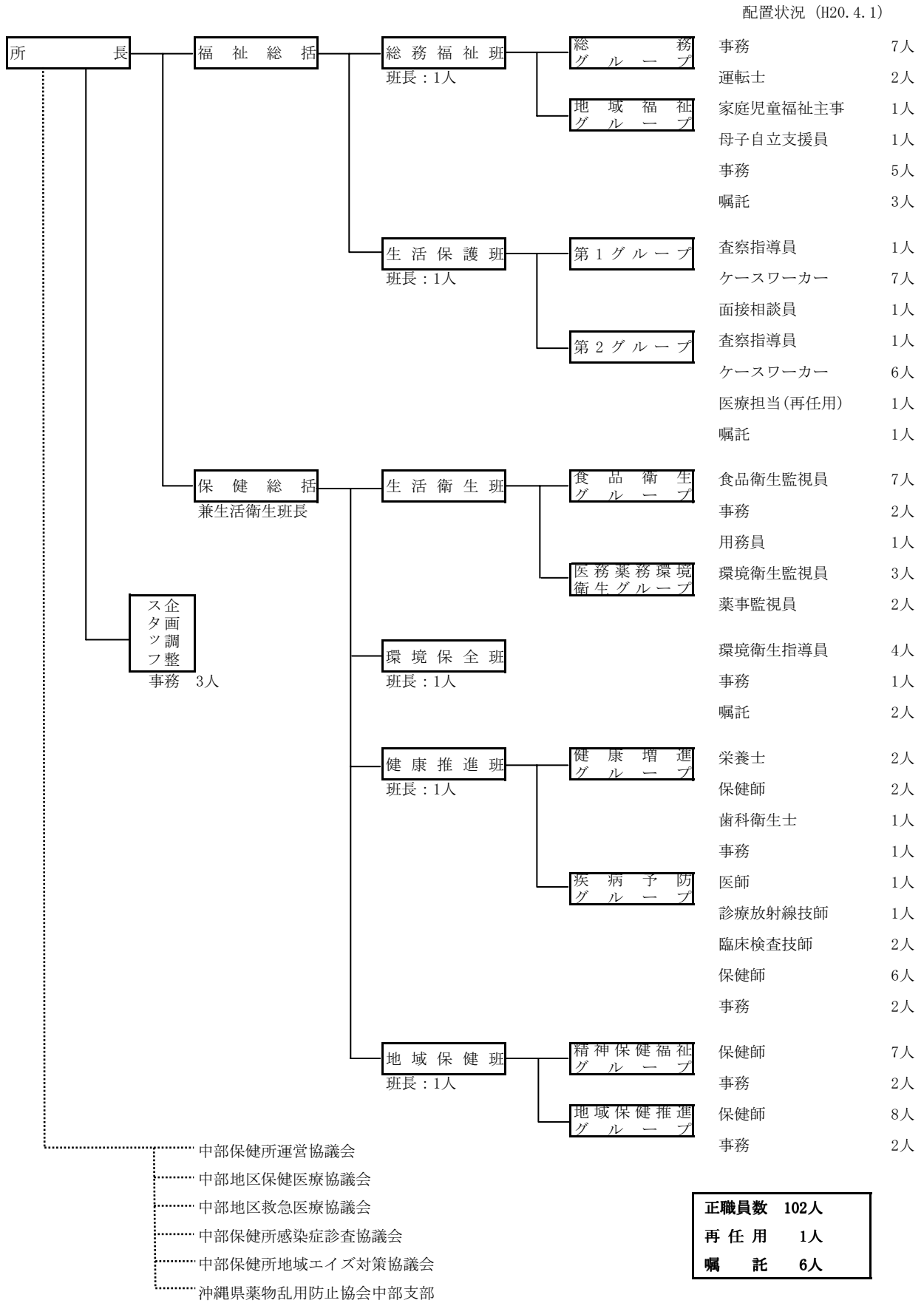
生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとされている。

イ 保健所の役割（地域保健法第6条）

保健所地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため、次の事項につき、指導及びこれに必要な事業を行っている。

- (ア) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- (イ) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- (ウ) 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- (エ) 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃、その他の環境の衛生に関する事項
- (オ) 医事及び薬事に関する事項
- (カ) 保健師に関する事項
- (キ) 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- (ク) 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- (ケ) 歯科保健に関する事項
- (コ) 精神保健に関する事項
- (サ) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- (シ) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- (ス) 衛生上の試験及び検査に関する事項
- (セ) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

(2) 組織図 (平成20年度)



(3) 各班の所掌事務

ア 企画調整スタッフ

- (ア) 保健所運営協議会に関する事
- (イ) 福祉施策及び保健施策の企画調整に関する事
- (ウ) 出先機関の長の会議に関する事
- (エ) 保健所長会に関する事
- (オ) 管内市町村長との会議に関する事
- (カ) 中部地区保健医療協議会に関する事
- (キ) 中部管内健康危機管理連絡会議に関する事
- (ク) 中部圏域の保健医療に関する調査に関する事
- (ケ) 地区保健医療計画の進行管理に関する事
- (コ) 保健と福祉の連携に関する重点事業に関する事
- (サ) 所内連携事業に関する事
- (シ) 保健従事者等研修受け入れガイドラインに関する事
- (ス) 地域保健に係る調査研究に関する事
- (セ) 中部地区救急医療協議会に関する事
- (ソ) 中部圏域の救急医療に関する調査に関する事
- (タ) 中部福祉保健所活動概況作成に関する事
- (チ) 中部福祉保健所事業計画に関する事
- (ツ) 中部福祉保健所管内情報化推進に関する事

イ 総務福祉班

- (ア) 予算決算に関する事
- (イ) 予算関係事務（服務、任用等）に関する事
- (ウ) 職員給与等に関する事
- (エ) 諸手当の認定、支給に関する事
- (オ) 公有財産管理に関する事
- (カ) 保健統計、病院報告に関する事
- (キ) 研修（職員、市町村職員、学生等）に関する事
- (ク) 旅費審査事務に関する事
- (ケ) 生活保護支払い事務に関する事
- (コ) 母子寡婦福祉資金償還に関する事
- (サ) その他庶務事務に関する事
- (シ) 公用自動車運転及び管理に関する事
- (ス) 市町村福祉計画策定に関する事
- (セ) 社会福祉協議会の指導監査に関する事
- (ソ) 児童福祉に関する事
- (タ) 自立支援給付支給事務に係る市町村指導・障害福祉サービス事業の実地指導及び相談支援事業等に関する事
- (チ) 特別障害者手当等支給事務及び療育手帳に関する事

- (ツ) 老人福祉に関する事
- (テ) 母子及び寡婦の福祉に関する事
- (ト) 家庭児童福祉に関する事
- (ナ) 介護保険事業所の指定・変更及び実地指導等に関する事
- (ニ) 社会福祉統計に関する事
- (ヌ) 民生委員及び児童委員に関する事
- (ネ) 公立保育所指導監査に関する事
- (ノ) その他社会福祉に関する事

ウ 生活保護班

- (ア) 生活保護に関する事
- (イ) 面接相談に関する事
- (ウ) 生活保護医療事務に関する事
- (エ) 生活保護統計に関する事
- (オ) 市町村関係機関等との連絡調整に関する事

エ 生活衛生班

- (ア) 病院、診療所及び助産所に関する事
- (イ) 医師、歯科医師その他医療関係者に関する事
- (ウ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関する事
- (エ) 医療関係各種団体に関する事
- (オ) 薬事法、毒物及び劇物取締法の施行に関する事
- (カ) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法及び覚せい剤取締法の施行に関する事
- (キ) 血液事業に関する事
- (ク) ハブ対策に関する事
- (ケ) 興業場、旅館、公衆浴場、理容所等の生活衛生の指導監督に関する事
- (コ) 興業場、旅館、公衆浴場、飲食営業等の許認可事務に関する事
- (サ) 食品衛生法に基づく営業及び一般食品衛生の指導監督に関する事
- (シ) 水道法及び飲料水衛生の指導監督に関する事
- (ス) 墓地、埋火葬及び産あい物に関する事
- (セ) 衛生上の試験及び検査に関する事
- (ソ) 死体の解剖及び保存に関する事

オ 環境保全班

- (ア) 清掃衛生、一般廃棄物処理指導、産業廃棄物処理の監視指導に関する事
- (イ) 浄化槽法に関する事
- (ウ) そ族昆虫及び衛生害虫の駆除指導に関する事
- (エ) 温泉に関する事

- (オ) 公害の監視及び調査に関すること
- (カ) 公害に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること
- (キ) 沖縄県赤土等流出防止条例に係る監視及び審査に関すること
- (ク) フロン類回収及び破壊に関すること
- (ケ) 自動車リサイクル法に関すること

カ 健康推進班

- (ア) 地域保健法及び老人保健法に基づく市町村支援に関すること
- (イ) 診療報酬の請求収納に関すること
- (ウ) 角膜、腎臓及び骨髄移植に関すること
- (エ) 結核及び感染症の予防に関すること
- (オ) 寄生虫病及び地方病に関すること
- (カ) 生活習慣病に関すること
- (キ) 歯科保健及び歯科疾患治療に関すること
- (ク) 衛生上の試験及び検査に関すること
- (ケ) 栄養改善に関すること
- (コ) 予防接種に関すること
- (サ) 老人保健（老人保健法に基づく医療事業等を除く）に関すること
- (シ) 健康相談に関すること
- (ス) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること

キ 地域保健班

- (ア) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること
- (イ) 母体保護法の施行に関すること
- (ウ) 母性及び乳幼児の保健に関すること
- (エ) 児童の育成及び療育に関すること
- (オ) 保健師に関すること
- (カ) 難病疾患等の医療相談及び指導に関すること
- (キ) 小児慢性特定疾患及び特定患者の医療費助成事務に関すること
- (ク) 原爆被爆者に対する保健相談及び指導並びに医療特別手当等に関すること
- (ケ) 特定不妊治療助成に関すること

4 平成19年度決算状況

(1) 収入の状況

一般会計

単位 (円)

款	項	目	節	細節	調定額	収入額	収入未済額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	建物使用料		838,115	836,142	1,973
					838,115	836,142	1,973
					838,115	836,142	1,973
					48,298	48,298	0
					1,500	1,500	0
					788,317	786,344	1,973
諸収入	雑入	雑入	雑入		29,465,756	8,099,712	21,366,044
					29,465,756	8,099,712	21,366,044
					29,465,756	8,099,712	21,366,044
					29,465,756	8,099,712	20,007,225
分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	児童福祉施設負担金		1,297,620	625,620	672,000
					1,297,620	625,620	672,000
					1,297,620	625,620	672,000
					1,297,620	625,620	672,000
		証紙収入			43,198,570	43,198,570	0
					43,198,570	43,198,570	0
					39,737,610	39,737,610	0
					2,168,620	2,168,620	0
					1,061,440	1,061,440	0
					230,900	230,900	0
計					74,800,061	52,760,044	22,040,017

母子寡婦福祉資金特別会計

単位 (円)

款	項	目	節	細説	調定額	収入額	収入未済額
諸収入					162,903,864	46,444,879	116,458,985
	貸付金 元利収入				161,961,096	46,179,963	115,781,133
		母子寡婦福祉貸 付金元利収入			161,961,096	46,179,963	115,781,133
			貸付金元金収入		158,900,954	46,069,700	112,831,254
				母子福祉貸付金 元金収入	140,442,294	38,486,168	101,956,126
				寡婦福祉貸付金 元金収入	18,458,660	7,583,532	10,875,128
			貸付金利子収入		3,060,142	110,263	2,949,879
				母子福祉貸付金 利子収入	2,897,288	87,653	2,809,635
				寡婦福祉貸付金 利子収入	162,854	22,610	140,244
	雑入				942,768	264,916	677,852
		違約金及び 延納利息			942,768	264,916	677,852
			違約金及び 延納利息		942,768	264,916	677,852
				違約金及び延納 利息(母子)	842,363	264,916	577,447
				違約金及び延納 利息(寡婦)	100,405	0	100,405

(2) 支出の状況

単位：円

事項	予算額	支出済額	執行率
一般会計	1,083,091,641	1,082,337,251	99.9%
(款) 総務費	343,200	342,740	99.9%
(項) 総務管理費	343,200	342,740	99.9%
(目) 人事管理費	343,200	342,740	99.9%
(款) 民生費	1,022,727,630	1,021,989,310	99.9%
(項) 社会福祉費	96,903,191	96,838,222	99.9%
(目) 社会福祉総務費	24,264,816	24,264,816	100.0%
(目) 身体障害者福祉費	68,511,965	68,511,825	100.0%
(目) 知的障害者福祉費	119,940	119,940	100.0%
(目) 老人福祉費	3,178,870	3,114,041	98.0%
(目) 障害者自立支援諸費	827,600	827,600	100.0%
(項) 児童福祉費	35,308,400	34,635,049	98.1%
(目) 児童福祉総務費	22,609,900	22,303,629	98.6%
(目) 児童措置費	4,370,000	4,361,460	99.8%
(目) 母子福祉費	8,328,500	7,969,960	95.7%
(項) 生活保護費	890,516,039	890,516,039	100.0%
(目) 生活保護総務費	14,532,152	14,532,152	100.0%
(目) 生活保護扶助費	875,983,887	875,983,887	100.0%
(款) 衛生費	59,954,411	59,938,801	100.0%
(項) 公衆衛生費	20,896,298	20,896,298	100.0%
(目) 予防費	1,074,883	1,074,883	100.0%
(目) 結核対策費	1,090,600	1,090,600	100.0%
(目) 精神衛生費	15,363,499	15,363,499	100.0%
(目) 母子保健衛生費	438,020	438,020	100.0%
(目) 小児慢性特定疾患等対策費	377,990	377,990	100.0%
(目) 健康増進推進費	1,826,706	1,826,706	100.0%
(目) 原爆障害対策費	107,000	107,000	100.0%
(目) 特定疾患対策費	617,600	617,600	100.0%
(項) 環境衛生費	7,941,801	7,937,511	99.9%
(目) 食品衛生指導費	2,429,860	2,425,570	99.8%
(目) 環境衛生指導費	5,511,941	5,511,941	100.0%
(項) 環境保全費	715,920	715,920	100.0%
(目) 環境保全費	715,920	715,920	100.0%
(項) 保健所費	28,691,634	28,691,634	100.0%
(目) 保健所費	28,691,634	28,691,634	100.0%
(項) 医薬費	1,708,758	1,697,438	99.3%
(目) 医務費	1,051,780	1,040,460	98.9%
(目) 薬務費	656,978	656,978	100.0%
(款) 教育費	66,400	66,400	100.0%
(項) 大学費	66,400	66,400	100.0%
(目) 看護大学費	66,400	66,400	100.0%
母子寡婦福祉資金特別会計	52,520,000	49,209,840	93.7%
(款) 民生費	52,520,000	49,209,840	93.7%
(項) 母子寡婦福祉費	52,520,000	49,209,840	93.7%
(目) 母子寡婦福祉費	52,520,000	49,209,840	93.7%

5 所内業務

(1) 所内相談業務案内

平成20年4月1日現在

業務内容		実施曜日	受付時間		担当班	備考
			午前	午後		
歯科相談		月～金 (予約制)	9:00～12:00	1:00～5:00	健康推進	歯科相談
栄養相談		月～金 (予約制)	9:00～12:00	1:00～5:00	健康推進	栄養相談
結核	結核外来	月・水・金	9:00～11:00		健康推進	①結核患者の検診 ②患者家族及び接触者の検診 ③定期BCG予防接種後のハイリスク児精査(乳児)
	結核相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	健康推進	結核に関する相談及び結核患者の投薬
感染症	エイズ相談・検査(通常)	月～金	9:00～11:00	1:00～3:00	健康推進	来所相談及び電話相談
	エイズ相談・検査(即日)	火・水 (予約制)	9:00～10:15	1:00～3:00	健康推進	来所相談及び電話相談
	エイズ相談・検査(夜間・即日)	第3水 (予約制)		5:40～8:00	健康推進	来所相談及び電話相談
	エイズ検査結果説明(通常)	水		1:00～2:00	健康推進	来所のみ
	性病相談	月～金	9:00～11:00	1:00～3:00	健康推進	来所相談及び電話相談
	肝炎相談(B型、C型)	月～金	9:00～11:00	1:00～3:00	健康推進	来所相談及び電話相談
骨髄バンクドナー登録受付		第1・3水	9:00～11:30 (予約制)		健康推進	
精神保健	精神保健福祉相談	月～金	9:00～11:30	1:00～4:00	地域保健	電話相談及び来所相談
	精神保健専門医相談	月3回		2:00～4:00 (予約制)	地域保健	精神科専門医による 来所・家庭訪問等での相談
難病	特定疾患医療費公費負担 申請及び相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	地域保健	
母子保健	養育・育成・小児慢性 特定疾患申請及び相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	地域保健	
	特定不妊治療費助成申請	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	地域保健	
福祉相談	生活保護	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	生活保護	
	児童福祉					
	介護保険関係					
	知的障害児者	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	総務福祉	
	身体障害児者 母子・寡婦福祉					
環境	食品・公害・環境衛生 に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	生活衛生 環境保全	

(2) 普及啓発カレンダー

行事名	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未成年者飲酒防止強調月間	4/1~30											
不正大麻・けし撲滅運動	4/1~	5/31										
児童福祉週間	5/5~11											
民生委員・児童委員の日活動強化週間	5/19~18											
はしか0キャンペーン週間	5/13~19											
肝臓週間	5/21~27											
禁煙週間	5/31	6/6										
水道週間	6/1~7											
環境月間	6/1~30											
農薬危害防止運動月間	6/1~30											
歯の衛生週間	6/4~10											
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	6/19~7/20											
夏期食品、添加物等の一斉取り締まり	7/1~31											
「愛の血液助け合い運動」月間	7/1~31											
食品衛生月間					8/1~31							
健康増進普及月間					9/1~30							
がん制圧月間					9/1~30							
老人保健福祉週間					9/15~21							
動物愛護週間					9/20~26							
結核予防週間					9/24~30							
食生活改善普及月間							10/1~31					
里親月間							10/1~31					
40歳からの健康週間							10/9~15					
精神保健福祉普及月間								11/1~30				
てんかん月間								11/1~30				
乳幼児突然死症候群対策強化月間								11/1~30				
児童虐待防止強化月間								11/1~30				
全国糖尿病週間								11/6~12				
いい歯の日								11/8				
世界エイズデー								12/1				
食品、添加物等の年末一斉取締り								12/1~28				
障害者週間								12/3~9				
はたちの献血キャンペーン									1/1~2/28			
生活習慣病予防週間										2/1~7		
子ども予防接種週間											3/1~7	
女性の健康週間											3/1~8	
世界結核デー												3/24